

令和7年6月26日

一宮市専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市訓令第3号

一宮市専決規程の一部を改正する訓令
一宮市専決規程(昭和45年一宮市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 課長等 課長、室長_____ ____、いずみ学園長、霊園管理事務所長、中央図書館長、尾西図書館長、玉堂記念木曽川図書館長、子ども文化広場図書館長、博物館長、尾西歴史民俗資料館長及び三岸節子記念美術館長をいう。 (7)・(8) 略	(用語の意義) 第2条 略 (1)～(5) 略 (6) 課長等 課長、室長、 <u>動物愛護事務所</u> 長、いずみ学園長、 <u>霊園管理事務所</u> 長、中央図書館長、尾西図書館長、玉堂記念木曽川図書館長、子ども文化広場図書館長、博物館長、尾西歴史民俗資料館長及び三岸節子記念美術館長をいう。 (7)・(8) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この訓令は、令和7年11月1日から施行する。